

第4回富山県入札契約適正化検討委員会 議事概要

日 時 平成19年6月6日(水) 10:00~11:00

場 所 県庁4階大会議室

出席者 委員 西頭委員(委員長)、安部委員、石田委員、柿澤委員、神川委員、
佐野委員、山本委員

県 埴生土木部長、井波土木部次長、前田管理課長、安久建設技術企画課長、
滝川営繕課長、石田農林水産部次長、下村農林水産企画課長、
遠藤耕地課長、人母企業局経営管理課長 他

(議事概要)

1 報告書(案)の審議

- (1)一般競争入札の拡大と地域要件の設定
- (2)総合評価方式の拡充
- (3)著しい低入札に対する対策

2 主な意見

○一般競争入札の拡大と地域要件の設定

- ・2000万円未満の工事を一般競争入札とするに当たっては、指名競争入札の意義なども踏まえて検討する必要がある。
- ・「2000万円未満の工事については、平成20年度以降～引き続き検討する」とあるが、平成20年度に速やかに検討するのか。
→今年度の実施結果を十分検証して平成20年度に速やかに検討する。
- ・競争性を高めることと、透明性、公正性を高めることとの整合をどのように図っているのか。
→一般競争入札を拡大することは入札参加条件を満たす企業がすべて入札に参加できることとなり、入札手続きの透明性と公正性を高めることになる。また、入札参加対象者を少なくとも20者以上になるよう地域要件を設定しているため、同時に競争性も高まることになる。

【審議結果】

- ・報告書(案)の内容を了承。
- ・一般競争入札の更なる拡大を検討する場合は、指名競争入札の意義なども踏まえ検討すること、1000万円以上2000万円未満の工事の取扱いについて平成20年度に速やかに検討することを次回の検討委員会へ申し送る。

○総合評価方式の拡充

- ・総合評価方式の拡充は、平成20年度以降に速やかに拡充を図るのか。
→今年度の試行による課題や問題点を踏まえて、平成20年度以降の拡充の方針を検討する。

【審議結果】

報告書（案）の内容を了承。

○著しい低入札に対する対策

- ・ただし書にある国土交通省の特別重点調査の基準を下回った場合はすべて失格となるのか。
→国の基準は入札額が入札額平均の基準を下回った場合に適用するもの。国の基準を満たせば入札を有効とする。
- ・数値判断基準は初めて導入するものであり、実際にやってみないと分からないところがある。
→今後、運用していく中で必要があれば、基準の見直しを検討する。

【審議結果】

- ・ 報告書（案）の内容を了承。
- ・ 数値判断基準は、過去の低入札の事例を分析・シミュレーションして基準を設定したが、今後運用する中で必要があれば見直しを検討することを報告書に記載する。

○その他

- ・ 報告書の字句の修正については委員長に一任する。

(以上)